

2004年8月10日

中央環境審議会
総合政策・地球環境合同部会
施策総合企画小委員会
委員長 森 昭夫 殿

委員 榎本 晃章

「地球温暖化対策税制とこれに関連する 施策に関する中間とりまとめ（素案）」に関する意見

8月6日会合にて提示されました「中間とりまとめ（素案）」に関し、下記のとおり意見を申し上げます。

席上でも発言させて頂きましたとおり、本委員会におきまして議論は、深まっていない状況であり、「2. 温暖化対策税と他の施策との比較」ならびに「3. 温暖化対策税の効果について」につきましても、その有効性・必要性について合意ができるまでには至っていないと理解をしております。また、温暖化対策税に対する懸念・反対意見を、「しかし、…」という記載で否定する箇所がありますが、ある方向性をうかがわせる見解を示すことは、現段階では不適切であると考えます。

この「中間とりまとめ」はあくまでもこれまでの議論の論点の整理であることを踏まえ、税の有効性や必要性に対する異議、「税の前にやるべきことがある」という意見があることも、公平かつ正確に記述していただきたいと望みます。かかる観点から、下記の意見につきましても、「中間とりまとめ（素案）」への反映をお願い申し上げます。

記

- ・ (p6) 情報提供、教育及び普及啓発

再三指摘してまいりましたが、情報提供や普及啓発は「税導入の前に取り組むべき重要な課題」であり、全ての施策の前提となるものであります。また、国民の意識高揚と参画という点で、他の施策の効果を発揮させる上でも必須なものです。「効果を確実に見込むことは困難である」という否定的な表現によって、情報提供、教育及び普及啓発を軽視すべきではなく、明確に、国民への期待を記述すべきだと存じます。

- ・ (p7) 温暖化対策税の公平性に関する問題

温暖化対策税は、各業種の特性や過去の省エネ努力、今後の削減余力等が考慮されずに、一律に課されるという問題があります。また、液晶テレビや薄型鋼板などの省エネ製品の生産時への税負担を増やすことになり、

結果して、その普及を妨げる危惧すらあります。

- (p7) 温暖化対策税の効率性（最小のコストで…）に関する問題

温暖化対策税は、例えば専門委員会で提案された案では、1t のCO₂を約1万円のコストをかけて削減するものであり、京都メカニズムなど他の施策と比較して極めて経済効率の悪い対策であります。国民に負担を求める以上、温暖化対策税が他の様々な対策と比較して費用対効果の面で優れたものであるかどうか、明確に示す必要があると思慮いたします。

- (p7) 温暖化対策税の「インセンティブ効果」に関する疑問

環境税が省エネを進める上でのインセンティブ効果を有することについて、我が国は、環境税の導入がなくとも（エネルギー価格の高さゆえに）世界的トップレベルの省エネを実現してきています。

企業としては、税の価格効果よりは（高率の場合には、価格効果あり）、市場のニーズに応え、他企業との差別化のために技術や省エネルギー製品の開発・普及を図るものであります。さらには、商品一般市場などにおいて、省エネルギー製品が評価され、ひいては企業イメージの向上につながることを大きなドライブとしております。

- (p8) 京都メカニズムの補足性について

京都メカニズムは費用効率的な手法であり、かつ地球規模の温暖化対策に資するものであり、補足性の原則に照らしたとしても、大いに活用すべきものと考えます。したがって、記述も「1.6%」と限定せず、「最低限1.6%」という表記にされることを希望いたします。

- (p8) 温暖化対策税と他の施策の比較

「温暖化対策税は、この3つの視点（公平性、効率性、確実性）に照らしても、十分検討に値する有力な施策」という記述は、これまで述べたとおり、必ずしも十分な議論もなく、また、根拠が明確になっていません。特に、原案の温暖化対策税につきましては、その効果が不確かであり確実性もないと考えます。

- (p9) 温暖化対策税の価格インセンティブ効果について

「わが国におけるエネルギー需要の価格弾力性は、短期的には必ずしも高くないものの、長期的には相当高いことが明らかとなっている。」との記述につきましては、その根拠を示されたい（特に家庭部門では長期的にも高くないと認識しています）。また、長期的に高いとしても、2010年までにどの程度期待できるのかを示して頂きたいと考えます。

- (p9) 温暖化対策税の財源効果について

マクロ経済モデルによって効果があると試算されていますが、具体的に温暖化対策税の税収を、どのような対策に活用し、その結果どの程度の削減効果がえられるのか、具体的に検討し、明示しなければ、税の負担者に対する説得力のある説明にはならないといわざるを得ません。算出先とその額については、モデル計算上、ある前提を置いてシミュレートされているわけで、その前提を明確に示していただきたいと希望します。

- (p10) 経済モデルによる効果の試算について

AIM モデルによる課税効果の試算がなされており、課税効果だけで削減する場合は炭素トンあたり 45,000 円、税収を温暖化対策に用いる場合は炭素トンあたり 3,400 円で目標達成が可能との記述がありますが、「エネルギーサービス量を一定として、高効率な機器が選択されるという理想的な前提を置いた上での試算値である」など注記し、数値が一人歩きしないよう配慮していただきたいと考えます。

- (p10～) 欧州諸国における温暖化対策税の効果

欧州諸国において温暖化対策税制による削減効果があったとの評価がされていますが、これは導入した国の政府による評価であることから、否定的な評価は発表されない可能性が強いことに注意すべきと考えます。スウェーデンでは、1991年の税導入後のCO2排出量はかえって増加しているという実態もあり、早計に「効果の実証されている」と結論付けるべきではないのでしょうか。仮に記載するとしても「政府発表」であることを明記する必要があるのではないのでしょうか。

また、本年3月26日の小委員会においては、税の効果以外に、フランスにおいて議会を通過した温暖化対策税を憲法院が違憲立法との判断をしたこと、また欧州では産業部門の国際競争力に配慮したきめ細かい減免措置が採られていることも紹介されており、これらについても併せて記載することを求めます。

- (p12～) 温暖化対策税の企業の競争力に対する影響について

ここでは競争力を価格との関係でのみ分析していますが、我々が国際競争力と言っているのは、次のことまでも含めていることを強調します。日本企業はようやく後ろ向きのリストラが終わり、国際競争力強化に向けた攻めの構造改革を進められるようになりました。しかし、これだけの税金を課されると、企業の内部留保が減り、或いは赤字に陥り、研究開発や（省エネを含め）設備投資への資金が減少されることになりがちであります。これがまさに日本企業の競争力を損ない、中長期的な空洞化に繋がると懸念する次第です。

- (p13) 世界規模でみた排出量の増減について

ここでは「日本の工場が海外に移転」した場合を論じているが、「日本の工場の競争力が相対的に海外工場より弱まり、既存の海外工場での生産が増加する」場合もあります。

また「日本企業の工場は生産効率が良いため、移転先での排出量が、日本で操業していた場合よりも増加することはないという指摘がある」との記述がありますが、どのような根拠に基づいての指摘なのか明らかにしていただきたいと考えます。たとえば、日本と移転先で、仮に同じ生産効率であったとしても、途上国で電力を使った場合、ほとんどの場合は、日本の原子力比率が高く、火力発電の熱効率が低い状況に比べて、電力のCO₂原単位が高く、電力使用に係るCO₂排出量は相当多くなることが予想されます。そのような状況を勘案すると、一般的には、日本で操業していた場合よりCO₂排出量は、増加すると見るのが正しいと考えます。したがって、この記述は不適切であり、削除を求めます。

- (p16) 温暖化対策税の軽減方策について

エネルギー集約産業等への負担軽減は重要な視点ではありますが、一方でそれにより税収が減少し、期待された効果が得られなくなることをどう理解するのでしょうか。

- (p17) 既存エネルギー関係諸税との関係

昨年度導入された石油石炭税を始め、エネルギー関係諸税は既に5兆円を越える税収があります。仮に、新たな財源が必要になったとしても、この予算の見直し・調整により必要な予算を捻出することにまず尽力すべきであると考えます。

以上